

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク 財産運用管理規程

（目的）

第1条 公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下「この法人」という。）の財産運用は定款の定めに基づき、この「財産運用管理規程」（以下「この規程」という。）によるものとする。

（適用される財産）

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資産をいう。

（運用の基本原則）

第3条 この法人の資産運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

（財産区分と運用方針）

第4条 この規程が適用される財産運用は、下記各号の財産区分並びに運用方針により行うものとする。

（1）基本財産

定款第6条第3項により理事会が基本財産とした財産をいい、当該財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

（2）特定資産

別に定める「特定資産等取扱規程」に基づき、理事会により決議された資産をいい、当該資産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

（3）その他の財産

（1）及び（2）以外の財産をいい、当該財産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

（理事会・評議員会への報告）

第5条 理事会は、財産運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、財産運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

（財産運用の責任者）

第6条 財産運用の責任者は、理事長とする。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、2014年3月14日から適用する。